

*** 住宅表示制度性能レベル(1) ***

1.構造の安定	等級	●耐震等級	●耐風等級	●大積雪等級
	3	等級1の 1.5倍 の力に対して倒壊、崩壊しない強さ	なし	なし
	2	等級1の 1.25倍 の力に対して倒壊、崩壊しない強さ	等級1の 1.2倍 の力に対して倒壊、崩壊しない強さ	等級1の 1.2倍 の力に対して倒壊、崩壊しない強さ
	1	建築基準法レベルで、 震度6～7クラスの地震 による力に対して倒壊、崩壊しない強さ	建築基準法レベルで、 瞬間最大風速約 50m/s クラスの暴風 による力に対して倒壊、崩壊しない強さ	建築基準法レベルで、 積雪約2m による力に対して倒壊、崩壊しない強さ
*震度6～7は阪神大震災クラス *耐積雪等級は多雪区域のみ				
2.火災時の安全	等級	●感知警報装置 設置等級	●耐火等級(開口部)	●耐火等級 (開口部以外)
	4	自動火災報知設備 を全台所、全居室、全階段に設置	なし	延焼を防ぐ耐火時間が 60分相当以上
	3	住宅用火災警報機 を全台所、全居室、全階段に設置	延焼を防ぐ耐火時間が 60分相当以上	延焼を防ぐ耐火時間が 40分相当以上
	2	住宅用火災警報機 を全台所ともう1ヶ所以上(居室1室・階段・廊下のうちいずれか)に設置	延焼を防ぐ耐火時間が 20分相当以上	延焼を防ぐ耐火時間が 20分相当以上
	1	等級2に満たない場合	等級2に満たないもの	等級2に満たないもの
*脱出対策(3階建て以上のみ)を表示				

*** 住宅表示制度性能レベル(2) ***

3.劣化の軽減	3	構造躯体が 75～90年 もつ程度の*対策がなされている
	2	構造躯体が 50～60年 もつ程度の*対策がなされている
	1	建築基準法に定める*対策が行われているもの *構造躯体である土台や柱は腐食しにくい材料を選定し、防腐・防蟻処理等の対策が講じられている
4.維持管理 への配慮	3	構造躯体と仕上げに影響を及ぼさず、 配管の点検・清掃 が行え、構造躯体に影響がないように配管の補修が行えるもの
	2	構造躯体に影響を及ぼさず、 配管の点検・補修 が行える
	1	等級2に満たないもの
5.温熱環境	4	「 次世代省エネルギー基準 」レベル(平成11年制定)
	3	「 新省エネルギー基準 」レベル(平成4年制定)
	2	「 旧省エネルギー基準 」レベル(昭和55年制定)
	1	等級2に満たないもの
6.空気環境	4	ホルムアルデヒドの放散量が 少ない (JISのE0等級相当以上又はJASのFc0等級相当以上)
	3	ホルムアルデヒドの放散量が やや少ない (JISのE1等級相当以上又はJASのFc1等級相当以上)
	2	ホルムアルデヒドの放散量が やや多い (JISのE2等級相当以上又はJASのFc2等級相当以上)
	1	等級2に満たないもの
7.光・視環境		<p>等級表示はなく、居室の開口部の面積の多さを表示します。</p> <p>●単純開口率 「居室の床面積の合計」に対する「居室の開口部の面積の合計」の割合を算出して比率(%)で表示します(居室のみが計算の対象です)。</p> <p>●方位別開口比 「居室の開口部の面積」が東・西・南・北・真上の各方位に対してどのような割合で向いているかを算出して、方位ごとに比率(%)で表示します(居室のみが計算の対象です)。</p>

*** 住宅表示制度性能レベル(3) ***

8.音環境 (選択項目)	3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能 (平均透過損失が25dB以上)が確保されている程度
	2	優れた空気伝搬音の遮断性能 (平均透過損失が25dB以上)が確保されている程度
	1	等級2に満たないもの
9.高齢者等 への配慮	5	介助式車いす使用者の生活に特に余裕のある対策 (移動時の転倒、転落防止に特にすぐれているレベル)
	4	介助式車いす使用者の生活に余裕のある対策 (移動時の転倒、転落防止にすぐれているレベル)
	3	介助式車いす使用者の生活に対応が可能な対策 (移動時の転倒、転落防止にややすぐれているレベル)
	2	移動時の転倒、転落防止の基本的な対策
	1	建築基準法と同じ

*** 性能表示を生かす住まいづくりのポイント ***

POINT 1 **どこに重点を置くかが大切!**
高い等級・良い数値ならいいというものではありません。

POINT 2 **表示項目どうしの相反関係にも注意!**
すべての項目で最高ランク、とはいかない場合もあります。

POINT 3 表示される性能は完成段階での評価です。

*住宅品質確保促進法における瑕疵担保責任で義務づけられている、基本構造部分の10年間保証とは異なります。

メモ